



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 5年 2月16日

住 所 沖縄県うるま市字州崎8番地2
氏 名 拓南商事株式会社 代表取締役 川上 哲史

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

沖縄県知事 玉 城 康 裕



許可の年月日	令和 5年 2月16日	許可番号	第04220288号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	1 施設の種類 廃プラスチック類の破砕施設（令第7条第7号） 木くず又はがれき類の破砕施設（令第7条第8号の2） （KER-600） 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。石 綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含まない。）		
設置場所	沖縄県うるま市字州崎8番2、8番25、8番26、8番27、8番29		
処理能力	75 t / 日（15時間） 5.0 t / 時間 （ 廃プラスチック類 70.05 t / 日（15時間） 4.67 t / 時間 木くず 244.80 t / 日（15時間） 16.32 t / 時間 がれき類 333.75 t / 日（15時間） 22.25 t / 時間 ）		
許可の条件	1 周辺環境への影響を低減するために実施するとしている環境 保全対策を確実に実施すること。 2 環境保全上の支障が生じた場合には、原因を究明し、速やか に必要な対策を講じること。		
規則第11条第8 項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ 無		

（裏面に続く）

(裏 面)

留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	---

(許可等の履歴)

令和5年2月16日 設置許可